

化粧品の知識

化粧品とは

人の身体を清潔にし、美化し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪をすこやかに保つために身体に塗擦散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされているもので、体に対する作用が緩和なものをいう。
(薬事法第2条)

化粧品基準

- 化粧品の原料は不純物や感染等によって危険が生じないものを使用する。
- 医薬品の成分や有害物質については配合が禁止されたり最大配合量が決められています。

●化粧品の主な原料●

成分	原料	製法	主な製品名
流動パラフィン	石油	300℃以上の留分から固形パラフィンを除去、精製したもの。	口紅・ファンデーション・アイシャドー・ほお紅・乳液・クリーム
固形パラフィン	石油	原油を蒸留、最後に残る部分を十分に精製したもの。	ベース
ワセリン	石油	炭化水素の混合物、1級、2級、工業用がある。	ベース・クリーム
ミツロウ	みつばちの巣	みつばちの巣を精製して取る。	口紅
木口ウ	ハゼの木の果皮	ハゼの木から得た脂肪を漂白したもの。	口紅
ラノリン	羊の毛の分泌物	羊の皮膚から分泌し毛に付着する皮脂を精製したもの。	口紅・乳液・クリーム
オレイン酸	オリーブ油 つばき油 牛脂	構成脂肪酸として原料に多量に含まれるため、これらの油脂を原油として加水分解して得られる。	乳液
タルク	滑石	滑石（酸性メタケイ酸マグネシウム）を微粉にしたもの。	粉おしろい・アイシャドー・ほお紅
カオリン	白陶土	花崗岩が風化し炭酸ガスを吸収して変化したもの。	粉おしろい・ほお紅
その他	エタノール、クエン酸、ソルビット、界面活性剤、防かび剤、酸化防止剤、香料、色素		

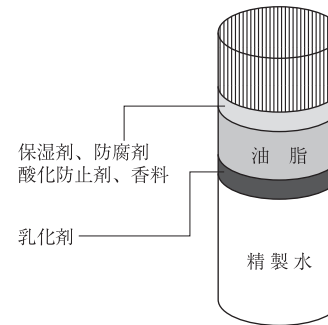
医薬部外品

薬事法により厚生労働大臣の指定するもので、かつ人体に対する作用が緩和なもの。
使用目的が限定され、必ず「医薬部外品」の表示をしなければならない。

- ㊦ 染毛剤・パーマネントウェーブ剤
脱毛の防止・育毛剤、除毛剤等

基礎化粧品の成分の例

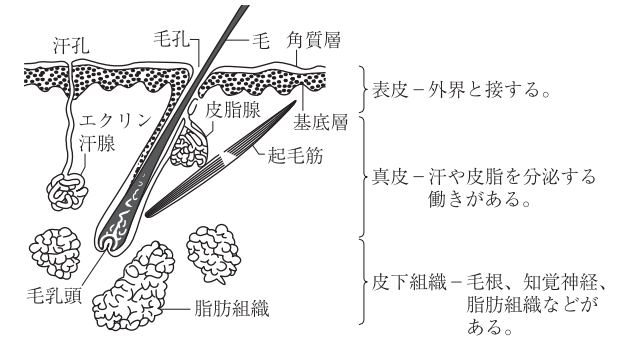
(乳液)



化粧品－全成分表示

皮膚の構造

(皮膚の断面図)



皮膚障害を起こしやすい物質

色素・香料・ラノリン
界面活性剤・殺菌防腐剤・酸化防止剤等

化粧品の上手な選び方と使い方

- 説明書をよくよみましょう。
- 化粧品の種類を少なくしましょう。
- 高いもの程よい品とは限りません。
- 直射日光をさけて保管しましょう。
- 開封後は早目に使いきるようにしましょう。

北海道立消費生活センター 指定管理者(一社)北海道消費者協会

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟2階
(相談専用電話) 050-7505-0999 相談受付は平日の9:00~16:30
(代表電話) 011-221-0110 FAX 011-221-4210
URL <http://www.do-syohu-c.jp/>